# 第3号様式(第6条第1項関係)

副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
報告部課					

令和5年7月18日

# 会議結果報告書(行政経営戦略会議)

## 1 日時及び場所

令和5年7月18日(火)午前9時30分~ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

市民活動支援課 内藤課長、高橋主事

3 件名

公民センターを指定管理者制度へ移行することについて

- 4 会議結果
  - □ 案のとおり決定する。
  - 一部修正の上、決定する。
  - □ 継続して検討する。
  - □ 案を否決する。
  - □ 報告を了承する。
- 5 会議内容

#### 【結論】

- ・当初公民センターを市直営とした目的である「第二小学校区にまちづくり協議会を設立すること」が達成されたため、令和7年度から再び指定管理者制度へ移行することについて了承された。
- ・まちづくり協議会への支援の方法については、指定管理者制度へ移行することとは別に検討を進めていく。

## 【主な意見等】

- ・指定管理者に小学校区まちづくり協議会の支援を行わせるのか
- ⇒白井第三小学校区や大山口小学校区については、設立前から現在に至るまで支援職員が会議等に参加し支援してきた。しかし、第二小学校区については公民センター職員が支援してきた経緯があるため、引き続き指定管理者の業務として公民センター職員にて支援を行うのが良いと考えている。
- ・公平性の観点から、他の小学校区と同様に支援職員を配置し、支援していくのが望ましいのではないか
  - ⇒他の小学校区では現在5名ほど支援職員を配置しているが、なり手の確保が課題の 1つとなっている。今後、すべての小学校区でまちづくり協議会の設立を目指すこと としており、これまでどおり職員を確保できるかが懸念される。
- ・指定管理者はセンターの管理運営を、市はまちづくり協議会への支援を行っていくと 明確に分けた方がわかりやすいのではないか。
- ・まちづくり協議会への支援の方法については別で検討していくべきではないか。
- ・指定期間を3年間とした理由は
  - ⇒まちづくり協議会への支援について、初めて指定管理者の業務とすることや、新型 コロナウイルスも5類に移行したとはいえ、利用者もコロナ禍以前には戻っていない

ことから、西白井コミュニティプラザやしろい市民まちづくりサポートセンターと同様に、最初の指定期間は3年が妥当であると判断した。

- ・現在空きスペースとなっている旧食堂は今後どのようにしていくのか
- ⇒毎年、白井工業団地協議会からセミナールーム等へ改修するよう要望を受けているが、現在、関係各課との打ち合わせを進めている中で、改修に充てられる補助金が無いことや、公民センターの利用率が低いこと、令和13年度に大規模改修工事を予定していることなどを鑑み、改修費用はかけられないとの考えに至っている。
- ⇒指定管理者募集時までには方針を決定したいと考えている。
- ・指定管理者は自主事業を行い、市はまちづくり協議会への支援を行っていくという認識で良いか
  - ⇒その通り。
- ・指定管理者制度への移行の前提として経費削減が挙げられるが、直営の時よりも安く なる見込みがあるのか
- ⇒職員の人件費を積算する際の基準額があり、その基準額から考えると削減可能と見込んでいる。
- ・債務負担行為額の積算を早めに行った方が良い。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

# 付議書(行政経営戦略会議)

# 部課名 <mark>市民環境経済部 市民活動支援課</mark>

件 名		公	民センターを打	肯定管理者制	度へ移行す	るこ	とについて	
現状∙課題	行4 9 行 いら後月4目、重	た指、か年的第要と定第51を二次を一手を一手を一手を一手を一手を一手を一手を一手を一手を一手を一手を一手を一手を	こつで番がいて、これでのででででででででででででででででででででででででででででででででででで	Manager Amager	市民サービの設定を受ける。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	スけが議にでの施える。	上の観点から を接を 設るでででいる がするでででででいる ででいる ででででいる。 とという でででいる。 という でででいる。 という ででできる。 という ででできる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 でき	平成20年 こめ、平成2 に、直営に移 ある。 具の観点にお
	目的り	、職員	ターの管理運クの確保及び経済 でなる。 では、これのでは、これのでは、これのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	費の節減を図	るとともに	. 自	主事業や施設	
付議事案	対応方策	、民セン	ターの管理運営	について、正	直営から指定	定管理	君制度へ移	行する。
論点(決定を 要する事項)	(2) 今 (3) 指	後のスク定期間に	者制度へ移行っ ケジュールにつ こついて 小学校区みどり	ついて		支援に	こついて	
部内会議や 関係課等と の調整結果 (主な意見・ 懸案事項)	等と な支援の方法を検討していく必要があるのではないか (金属)の設定に当たっては、公民センターが関わっている事業 (地区社会福祉協議会、まちづくり協議会主催事業との関係性など)や人件費などについ							
今後の スケジュール	5年度 7月 市方針決定(戦略会議) 9月まで 白井工業団地協議会など関係団体への説明 12月議会 公民センターの設置及び管理に関する条例の一部改正 3月議会 債務負担行為予算計上 6年度 指定管理者の募集、選定、指定 7年度 4月~ 指定管理者による管理運営							
	項目	有無	方法(		項目	有無		(時期)
	条例規則		条例改正(R5.]		報道発表			f会見、募集時 表集時 49 年時
	議会説明		議員全員協議市民参加条例の対		広報・HP等			募集時、移行時
	市民参加付議書公司	7111	<del>□氏参加条例のX</del> 開 □ 非公開		□時限非	( (	用凹骨に郁皮	説明を行り予定 まで)
			用しれる用 自治法、白井市			管理は	関する条例	よ ( )
A + I+ +=	関係課		を設マネジメント			<u>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</u>	124 / QUALITY	
参考情報	事業費	1,7		****	うち特定財活	原		千円)
	カテゴリー	- 年代	全ての年代	場所第二小	学校区目的	行政経	営改革 手段	民間の誘致・連携

# 公民センターを指定管理者制度へ移行することについて

## 1 これまでの経緯について

平成 5年 5月 公民センター(出張所、児童館、勤労青少年ホーム)として開設

平成20年 4月 指定管理者制度へ移行(ワーカーズコープ)

平成26年 4月 公民センターとして一元化

平成29年 4月 まちづくり協議会の設立を支援するため、直営施設とする

令和 4年 1月 白井第二小学校区みどりの里づくり協議会 設立

現在に至る

### 2 現状について

### (1) 施設概要等

所在地 白井市中98番地の17

敷地面積 2, 476.00 m<sup>2</sup>

延床面積 1,994.83㎡

構造 鉄筋コンクリート造2階建て

建築年月 平成5年3月(5月開館)

休館日 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日

12月29日から翌年の1月3日までの日

開館時間 午前9時から午後5時まで。ただし、市長が必要と認めたときは、午後9時まで

駐車場 28台

主な施設内容

1 階	事務室、用務員室、印刷室、給湯室、保健室(地区社会福祉協議会、まちづくり協
	議会拠点)、白井工業団地協議会事務所、旧食堂施設(厨房含む)、トイレ、倉庫
	会議室、児童ルーム、図書室
2 階	ラウンジ、更衣室、トイレ、倉庫、
	レクホール、調理実習室、視聴覚室、作法室、集会室、相談室

#### (2) 職員配置及び会計年度職員の雇用状況(令和5年度)

再任用職員 2人(週4日、週5日)

事務補助員 1人(週4日 7時間45分 8時30分~17時15分)

事務補助員 2人(週3日 5時間 10時~16時) 児童厚生員 2名(週3日 5時間 9時~15時)

夜間用務員 2名(交代で1名勤務)施設利用状況に応じて勤務

用務員(清掃) 1名(週4日 3時間 8時30分~11時30分)

※基本的には、常時3名から4名の職員を配置

#### (3) 管理運営等に係る経費

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入 (施設使用料、雑入など)	1, 523	1, 210	1, 525
歳出 管理運営費 (市民活動支援課)	12, 992	10, 817	12, 460
歳出 包括管理業務委託費(公マネ課)	0	3, 083	3, 279
歳出 職員人件費 (総務課)	12, 407	12, 997	8, 825
歳出 総合計	25, 399	26, 897	24, 564

(単位:千円)

#### (4) 施設利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
全体利用件数(件)	636	677	720
全体利用人数 (人)	8, 160	8, 687	9, 938
全体利用率(%)	8. 4	7. 4	7.8

# 3 指定管理者制度への移行について(付議事項)

指定管理者制度へ移行することにより、職員の確保、市民サービス向上及び経費の節減の観点から、 以下のとおり指定管理者制度へ移行する。

#### (1) 今後の予定スケジュール

5年度 7月 市方針決定(戦略会議)

9月まで 地区社会福祉協議会、まちづくり協議会、工業団地協議会への説明

12月議会 白井市公民センターの設置及び管理に関する条例の一部改正

3月議会 債務負担行為予算計上

6年度 指定管理者の募集、選定、指定

7年度 4月~ 指定管理者による管理運営

#### (2) 指定期間

令和7年4月1日~令和10年3月31日まで 3年間

#### (3) 白井第二小学校区みどりの里づくり協議会への支援

指定管理者制度への移行後については、指定管理者の業務として支援を継続していく。

## 4 参考

#### (1) 指定管理者制度移行によるメリット

①職員(再任用職員)の確保 ②民間のノウハウを活用した市民サービスの向上 ③経費の節減

#### (2) 必要な協議手続き等

- ①白井工業団地協議会、地区社会福祉協議会、白井第二小学校区みどりの里づくり協議会については、公民センター内を事務所又は拠点としているため、指定管理者制度への移行の方針が決定した段階で、それぞれ説明等が必要となる。
- ②現在、公共施設マネジメント課において、公民センター設備等の保守点検など一部の業務を公 共施設包括管理業務委託として実施しているが、指定管理者制度への移行に伴い、当該業務も 含め指定管理者へ委託するため、公共施設包括管理業務委託の変更契約が必要となる。

# (3) 過去の施設利用状況

# ①直営による管理運営

	平成31年度	平成30年度	平成29年度
全体利用件数(件)	879	895	946
全体利用人数 (人)	13, 764	12, 274	12, 143
全体利用率(%)	9. 7	10. 1	13. 3

# ②指定管理者による管理運営

	平成28年度	平成27年度	平成26年度
全体利用件数(件)	1, 543	1, 655	1, 541
全体利用人数 (人)	19, 319	19, 062	19, 208
全体利用率(%)	18. 5	20.8	_